



早期契約は慎重に 数年後の成人式の晴れ着レンタル

事例

昨年、2年後の成人式に着る写真撮影
込みの振袖のレンタル代金20万円
弱の契約をした。今年になって、
留学することになったので、
キャンセルを申し出た
ところ、契約後30日
を過ぎているため、
80%のキャンセル料
がかかると言わ
れた。成人式はまだ
10カ月先だが、高額な
キャンセル料を払う
必要があるのか。
(当事者：高校生 女性)



©Kurosaki Gen

ひとことアドバイス

- 成人式用の晴れ着レンタルについては、成人式の1~2年前の早い時期から予約を受けるケースがみられます。自分の都合が変わる場合もあり、キャンセルに関するトラブルも起こっています。数年先に使うものであっても、キャンセル料等については契約内容に従うことになるため、よく確認してから契約しましょう。
- 「好みのデザインがなくなる」と言われたり、特典を強調されたりしても焦らず、その場ですぐに契約することは避けましょう。
- 事業者が倒産等して成人式当日に着られなかった例もあります。特に早期の契約をする際には、十分検討して決めましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

